四　試験場における30MHz以上１GHz以下の電界強度の測定方法

１　電界強度の測定機器及び試験場の条件は、次のとおりとすること。

⑴　第四の二又は第四の三に定める条件を満たす試験場において、第三の一に定める条件を満たす測定用受信機又は当該測定用受信機と同じ測定値を示すことが証明された測定器を用いること。ただし、卓上型装置以外の供試装置は、電波全無響室において測定してはならない。

⑵　第三の八の２に定める条件を満たす測定用空中線を用いること。

２　電界強度の測定において、供試装置及び試験に使用する機器の構成並びに配置は、次のとおり行うこと。

⑴　供試装置、関連装置及び相互接続ケーブルは、第四の二又は第四の三に定める条件を満たす試験場のテストボリューム内に配置すること。ただし、関連装置とテストボリューム内に配置された供試装置又は関連装置とを接続する相互接続ケーブルに第三の七で定める条件を満たすＣＭＡＤを装着した場合は、その関連装置はテストボリューム外に設置することができる。

⑵　供試装置、関連装置及びそれらのケーブルは、標準的な使用形態の範囲内で、妨害波レベルを最大とするよう構成及び配置を変化させること。

⑶　供試装置をターンテーブル上に設置して測定する場合は、供試装置の境界の中心軸をターンテーブルの回転軸と合わせるよう設置すること。

⑷　野外試験場又は電波半無響室で測定する場合は、測定用空中線の基準点の地上高を１ｍから４ｍまでの間で地上面から空中線の最下点までの距離が20㎝以下とならないよう変化させること。

⑸　電波全無響室で測定する場合は、測定用空中線の基準点の地上高を試験場のテストボリュームの中心高に合わせること。

⑹　測定用空中線の基準点と供試装置の境界の最も近い点との水平距離は、法令で定める測定距離とすること。

⑺　床置型装置は、大地面の上に15㎝以下の厚さの絶縁体（樹脂製のパレット等）を置き、その上に供試装置を配置すること。ただし、通常の使用状態において想定される大地面の配置が特別な場合は、当該想定される配置を模したものとすること。

⑻　床置型装置以外の供試装置は、高さ80㎝（移動するロボットの場合は、40㎝又は80㎝）の絶縁支持台の上に置くこと。

⑼　擬似電源回路網を用いる場合は、その表面と供試装置又は関連装置の外郭との最も近い場所の距離を80㎝（±）８㎝となるように配置し、擬似電源回路網の測定端子を50Ωで終端すること。

⑽　供試装置又は関連装置が試験場の電源から給電される場合は、第三の二に定める条件を満たす擬似電源回路網を通じて電源に接続することができる。この場合において、複数の交流電源端子を持つときは、それぞれに別の擬似電源回路網を通じて接続すること。

⑾　擬似電源回路網を用いる場合は、供試装置の電源線は長さ１ｍとし、１ｍを超えるときはできる限り短いものとすること。この場合において、供試装置に電源線が備えられていて長さ１ｍを超えるときは、余分な長さの電源線は40㎝を超えない長さに前後に束ねて接続すること。ただし、ケーブルの柔軟性が不十分で束ねることができない場合は、束ねなくてもよい。

⑿　電源線を直接電源に接続する場合は、電源線は長さ１ｍとし、１ｍを超えるときは、できる限り短いものとすること。ただし、供試装置に電源線が備えられている場合は、当該電源線を用いること。

⒀　電源線がテストボリュームを超えて配置される場合は、第三の七で定める条件を満たすＣＭＡＤを用いることができる。ただし、測定距離３ｍで測定する場合は、ＣＭＡＤを用いなければならない。

⒁　相互接続ケーブルは、それぞれの装置の仕様に定める型式及び長さとし、当該長さを変えることができる場合は、妨害波レベルを最大とする長さとすること。この場合において、余分な長さの接続ケーブルは、ケーブルのほぼ中央において40㎝を超えない長さに前後に束ね、床置型装置以外の供試装置のときは、大地面から40㎝の位置に配置すること。ただし、ケーブルの柔軟性が不十分で束ねることができない場合は、束ねなくてもよい。

⒂　供試装置又は関連装置の接地線は、擬似電源回路網を用いて測定する場合は擬似電源回路網の接地端子に、擬似電源回路網を用いずに測定する場合は試験場の大地面に接続すること。

⒃　供試装置の接地端子は、できる限り短い接地線を用いて、10㎝を超えない間隔で電源線と平行に配置して擬似電源回路網の接地端子又は大地面に接続すること。ただし、供試装置の交流電源端子と接地端子の位置が大きく異なる場合は、可能な範囲で電源線と接地線を平行に配置すること。

⒄　擬似電源回路網の接地端子は、できる限り短い接地線を用いて大地面と接続すること。

⒅　電波全無響室で測定する場合は、床面に落ちる全てのケーブルは、少なくとも80㎝は電波吸収体によって遮られることなく測定用空中線の基準点から見えるよう配置すること。

⒆　野外試験場又は電波半無響室において測定距離３ｍで測定する場合は、供試装置の境界の直径及び最大地上高は1.5m以下でなければならない。

３　電界強度の測定は、次のとおり行うこと。

⑴　供試装置及び関連装置にそれらの定格電圧及び定格周波数にあった電力を供給すること。

⑵　供試装置が複数の機能を有し、任意の機能を個別に動作できる場合は、それらの機能を個々に動作させて測定すること。

⑶　第五に定める条件で供試装置を動作させて測定すること。

⑷　供試装置が無線機能を有しており送信モードにして測定した場合であって、当該送信モードで使用した占有帯域内における測定値が許容値を超え、それが当該無線機能に関する部品に起因するときは、その測定値を除外して許容値への適合を判定することができる。

⑸　供試装置及び関連装置をターンテーブル上に設置して測定する場合は、水平及び垂直偏波のそれぞれについてターンテーブルを360度回転させて測定し、各周波数において最も高い電界強度を記録すること。

⑹　供試装置及び関連装置をターンテーブル上以外に設置して測定する場合は、水平及び垂直偏波のそれぞれについて供試装置及び関連装置を完全に取り囲む仮想的な円柱を中心に水平面内の複数の場所に測定用空中線を配置して測定し、各周波数において最も高い電界強度を記録すること。この場合において、測定する場所は最大放射が予想される方向を選定するよう注意を払うこと。

⑺　電波半無響室又は電波全無響室で測定する場合は、各周波数において最も高い電界強度を測定できるよう、測定用空中線を昇降させて測定すること。

五　試験場における１GHz以上の電界強度の測定方法

１　電界強度の測定機器及び試験場の条件は、次のとおりとすること。

⑴　第四の四に定める条件を満たす試験場において、第三の一に定める条件を満たす測定用受信機を用いること。ただし、卓上型装置以外の供試装置は、電波全無響室において測定してはならない。

⑵　第三の八の３に定める条件を満たす測定用空中線を用いること。

２　電界強度の測定において、供試装置及び試験に使用する機器の構成並びに配置は、次のとおり行うこと。

⑴　供試装置、関連装置及び相互接続ケーブルは、第四の四に定める条件を満たす試験場のテストボリューム内に配置すること。ただし、関連装置とテストボリューム内に配置された供試装置又は関連装置とを接続する相互接続ケーブルに第三の七で定める条件を満たすＣＭＡＤを装着した場合は、その関連装置はテストボリューム外に設置することができる。